

パン・アフリカ株式ファンド

【投信協会商品分類】 追加型投信／海外／株式

【設定日】 2010年9月30日

【決算日】 原則3月、9月の各25日

運用実績

基準価額および純資産総額

基準価額	10,345円
純資産総額	26.57億円

※ 基準価額は、分配金控除後です。

期間別騰落率

	当ファンド
過去1か月間	-0.18%
過去3か月間	4.88%
過去6か月間	6.72%
過去1年間	17.92%
過去3年間	-1.59%
過去5年間	14.49%

設定来 22.64%

※ ファンドの騰落率は、当ファンドに分配実績があった場合に、税引前の分配金を再投資したものと計算しており、実際の騰落率とは異なります。

※ 設定来のファンド騰落率は、10,000円を基準として計算しております。

分配実績(直近5期分/1万口当たり、税引前)

2015年09月	0円
2016年03月	0円
2016年09月	0円
2017年03月	0円
2017年09月	0円
設定来累計	1,850円

※ 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

基準価額・純資産の推移

2010/09/30～2018/02/28



— 純資産総額(右軸) — 基準価額(左軸) — 基準価額(税引前分配金再投資)(左軸)

※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと計算しております(以下同じ)。

※ 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(後掲「ファンドの費用」参照)は控除されております(以下同じ)。

※ 当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。

※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

構成比率

	純資産比
Multi Strategies Fund-UBP African Equity Fund	94.96%
損保ジャパン日本債券マザーファンド	0.99%
コール・ローン等	4.05%

投資信託証券：マルチ ストラテジーズ ファンドーUBPアフリカン・エクイティ・ファンド

本項目は、ユニオンバンケール プリヴェ ユービーピー エスエーが作成したデータを掲載しております。

構成比率

	純資産比
株式	95.8%
現金等	4.2%

地域別売上高比率

地域	構成比
南アフリカ	26.1%
アフリカ(南アフリカ以外)	65.0%
アフリカ以外	8.9%

※ 組入銘柄毎の地域別売上高を基準日時点の組入比率により加重平均して算出しております。

国別構成比率

国	純資産比
南アフリカ	37.9%
モロッコ	16.2%
エジプト	15.5%
ケニア	10.5%
ナイジェリア	8.9%
モーリシャス	3.7%
セネガル	3.1%

業種別構成比率

業種	純資産比
金融	44.0%
電気通信サービス	13.6%
不動産	12.1%
一般消費財・サービス	9.2%
資本財・サービス	8.2%
素材	3.8%
生活必需品	3.6%
公益事業	0.9%
エネルギー	0.5%

通貨別構成比率

通貨	純資産比
南アフリカランド	38.4%
モロッコディルハム	16.2%
ケニアシリング	10.5%
エジプトポンド	10.0%
ナイジェリアナイラ	8.4%
アメリカドル	6.0%
モーリシャスルピー	3.7%
CFAフラン	3.1%
日本円	2.5%
イギリスポンド	1.2%

パン・アフリカ株式ファンド

組入上位銘柄

銘柄名	業種	市場	純資産比
1 NASPERS LTD N SHS ZAR	一般消費財・サービス	南アフリカ	8.0%
2 COMMERCIAL INTL BK GDR LI LINE	金融	イギリス	5.5%
3 KCB GROUP LIMITED KES	金融	ケニア	4.1%
4 ATTIJARIWABA BANK MAD	金融	モロッコ	3.9%
5 MAROC TELECOM MAD	電気通信サービス	モロッコ	3.9%
組入銘柄数			50銘柄

組入上位5銘柄の紹介

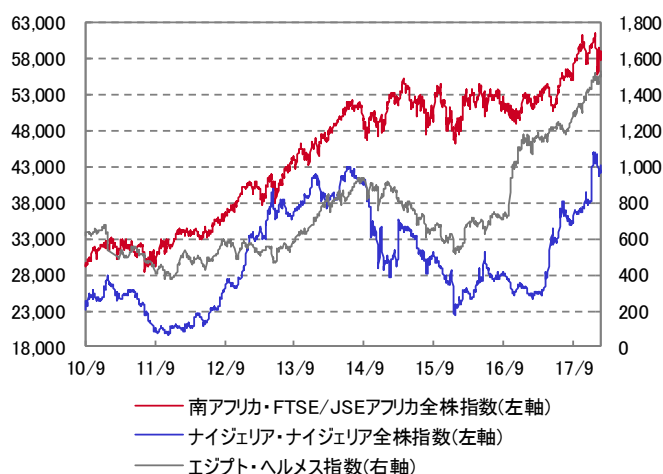
組入銘柄	銘柄紹介
1 NASPERS LTD N SHS ZAR (ナスパース)	メディア関連持株会社。電子・印刷分野のメディア・グループを保有する。テレビの加入者サービス、インターネット・サービスを提供するほか、新聞・雑誌・書籍の出版も手掛ける。
2 COMMERCIAL INTL BK GDR LI LINE (コマーシャル・インターナショナル銀行)	エジプトの大手商業銀行。
3 KCB GROUP LIMITED KES (KCBグループ)	ケニアの銀行。ケニア全域でコーポレートおよびリテール・バンキング業務を手掛ける。個人・リテール・コーポレート銀行業務、外国為替サービス、資金管理、法人向け銀行業務を提供。
4 ATTIJARIWABA BANK MAD (アティジャリワファ銀行)	商業および機関投資家向け銀行。モロッコで法人および個人顧客向けに、および子会社を通してフランス、スペインでサービスを提供する。法人顧客向けのポートフォリオ・投資管理サービスも手掛ける。
5 MAROC TELECOM MAD (マロク・テレコム)	モロッコの地域通信会社。アフリカおよび中東の電話会社と事業提携する。

※ 上記内容は、組入銘柄の紹介を目的として運用委託会社からの情報を基に弊社が作成しており、記載銘柄の推奨を行うものではありません。
 ※ 上記内容は、作成段階で入手する情報をもとに作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。
 ※ 当ファンドでは銘柄入替を行うことがあるため、現在の銘柄と異なる場合があります。

<ご参考>

主要株価指数の推移

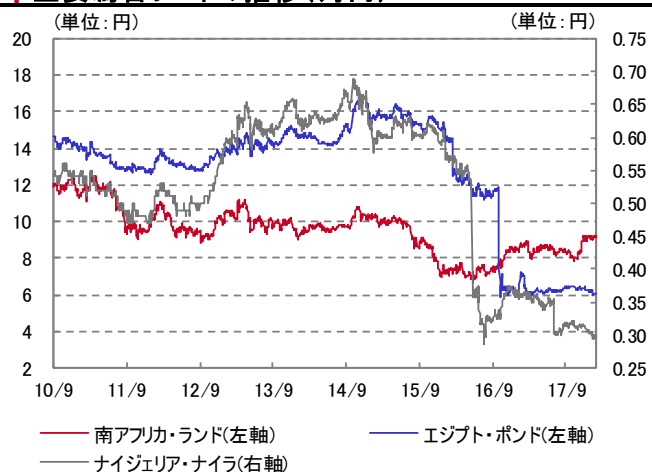
2010/09/30～2018/02/28



出所：Bloomberg

主要為替レートの推移(対円)

2010/09/30～2018/02/28



出所：Bloomberg、投資信託協会

パン・アフリカ株式ファンド

ファンドマネージャーコメント マルチ ストラテジーズ ファンドーUBPアフリカン・エクイティ・ファンド

○市場動向

2月のアフリカ株式市場はまちまちとなりました。

主要株式市場では、エジプト市場が2.12%、モロッコ市場が0.53%、ケニア市場が0.36%上昇した一方、ナイジェリア市場が2.28%、南アフリカ市場が1.98%下落しました（いずれも現地通貨ベース）。

エジプト株式市場は、前月末に発表となったエジプトの大手銀行のコマーシャル・インターナショナル銀行の業績が冴えない内容となったことを受け、同行の株価が下落したことなどを背景に月初は軟調に推移しましたが、中旬に中央銀行が主要政策金利の1%の利下げを発表すると、株式市場は利下げを好感し反発し、前月比プラスで終了しました。モロッコ株式市場は、2017年の外国人観光客数が前年比10%増え、過去最高を記録したとの報道などを背景に、比較的狭いレンジ内の中、底堅く推移しました。ケニア株式市場は、ケニヤッタ大統領と対立している野党指導者オディンガ氏による「民衆の大統領」運動が沈静化したことなどを背景に上昇しました。

一方、ナイジェリア株式市場は、原油価格が下落する中、月初から軟調に推移しました。その後、バランスシートが悪化している銀行には今後配当の支払いを制限させるとの中央銀行の声明を嫌気し、銀行株中心に続落しました。南アフリカ株式市場は下落しました。前半は、世界的に株式市場が急落する中、ほぼ一本調子で値を下げました。また、同株式市場で時価総額最大のナスパースが大きく売り込まれたことも、市場の重石となりました。しかし、中旬に入ると、ズマ大統領が辞任を表明し、ラマポーザ副大統領が新大統領に就任したことを好感し、株式市場は大きく反発しました。その後は、ラマポーザ新大統領が、市場からの信任が厚い人物を新内閣に起用したことなどを背景とする今後の政権運営への期待や、付加価値税の引き上げを発表したことなどによる短期的な景気下押し圧力への懸念などが交錯する中、もみ合いとなりました。

為替市場では、アフリカ通貨は対ドルではほぼ横ばいとなったものの、対ドルでの円高の進行により、対円では総じて下落する展開となりました。

○運用経過

当月は、南アフリカのファーストランド、スタンダード・バンク・グループ、フォスキーニ・グループ、コンソリデーテッド・インフラストラクチャー・グループ、アスペン・ファーマケア・ホールディングスにつき、利益確定の観点から全売却を行いました。こうした売却によって得た資金は、同じ南アフリカの中で、このところ株価が出遅れているもののファンダメンタルズ面で魅力度の高いナスパースの追加購入、PSGグループの新規購入に充当しました。また、バリュエーションの観点で魅力度の高いサッピ、急速に市場シェアを拡大しているブルー・ラベル・テレコムズも購入しました。

当月のパフォーマンスについて、個別銘柄ではパークレイズ・アフリカ・グループ（南アフリカ）、RMBホールディングス（南アフリカ）などがプラス寄与となる一方、ナスパース（南アフリカ）、FBNホールディングス（ナイジェリア）などがマイナスに寄与しました。

○今後の運用方針

当ファンドでは、豊富な天然資源や巨大な消費市場等を背景としたアフリカ経済の潜在的な長期的成長に対して明るい見通しを持っています。

南アフリカでは、新大統領の就任は明るい材料です。市場は、財政均衡化に向けた取り組み、親ビジネス的な政策、汚職の撲滅などに焦点を当てています。エジプトでは、3月後半に行われる大統領選挙が短期的な注目材料ですが、市場への影響は限定的と考えています。モロッコ経済は、総じて堅調に推移しており、今後も高い成長が期待されます。ケニアでは、引き続き消費センチメントなどが改善してくると考えています。また、ナイジェリアは、上昇傾向にある原油価格から恩恵を受けると考えています。アフリカの中で比較的政情が安定しているモーリシャス、セネガルの株式についても、引き続き好意的に見ています。

（「マルチ ストラテジーズ ファンドーUBPアフリカン・エクイティ・ファンド」の運用会社からの情報を基に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが作成）

損保ジャパン日本債券マザーファンド

構成比率(マザーファンド)

	純資産比
公社債	98.44%
コール・ローン等	1.56%

種類別構成比率(マザーファンド)

種類	純資産比
国債証券	61.0%
社債券	31.9%
特殊債券	5.5%

組入上位10銘柄(マザーファンド)

銘柄名	種類	償還日	純資産比
1 381 2年国債	国債証券	2019/10/15	7.3%
2 154 20年国債	国債証券	2035/9/20	6.3%
3 158 20年国債	国債証券	2036/9/20	5.3%
4 335 10年国債	国債証券	2024/9/20	5.2%
5 150 20年国債	国債証券	2034/9/20	5.0%
6 55 30年国債	国債証券	2047/6/20	3.4%
7 133 5年国債	国債証券	2022/9/20	3.4%
8 339 10年国債	国債証券	2025/6/20	3.4%
9 35 30年国債	国債証券	2041/9/20	3.0%
10 345 10年国債	国債証券	2026/12/20	2.1%
組入銘柄数			86銘柄

パン・アフリカ株式ファンド

Ⅰ ファンドの特色

- 1 アフリカの成長によって恩恵を受ける企業の株式（アフリカ関連株式[※]）等を実質的な投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指します。
※ アフリカに本拠を置く企業または、アフリカでビジネスを拡大していくことが、期待される企業の株式をいいます。
 - ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
 - ・ 当ファンドは、主として「マルチ ストラテジーズ ファンドーUBPアフリカン・エクイティ・ファンド」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の投資信託証券を主要投資対象とします。
 - ・ 原則として、「マルチ ストラテジーズ ファンドーUBPアフリカン・エクイティ・ファンド」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。
 - ・ 「マルチ ストラテジーズ ファンドーUBPアフリカン・エクイティ・ファンド」の組入外貨建資産については、原則為替ヘッジを行いません。
- 2 年2回決算を行い、収益分配方針に基づき収益の分配を行います。
 - 決算日は原則、3月、9月の各25日。休業日の場合は翌営業日とします。
 - 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

Ⅱ 投資リスク①

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化およびそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

パン・アフリカ株式ファンド

投資リスク②

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合 ^{*1} 、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等 ^{*2} その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※1 いずれかの換金請求受付日において換金請求の口数の合計が、その換金請求受付日における受益権の総口数の10%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合等をいいます。以下同じ。 ※2 外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	ヨハネスブルグ、ロンドン、ダブリンのいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、お申込みを受付けません。
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成32年9月25日まで（設定日 平成22年9月30日） ※ 委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させる場合があります。
決算日	原則3月、9月の各25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年2回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。 ※ 平成30年1月15日以降は、委託会社のホームページ（ http://www.sink-am.co.jp/ ）に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

パン・アフリカ株式ファンド

Ⅰ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に 3.78% (税抜3.5%) を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.0692% (税抜0.99%) を乗じた額です。 運用管理費用 (信託報酬) は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
	委託会社 年率0.35% (税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率0.60% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率0.04% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	年率1.10% ※ 年間最低報酬額等がかかる場合は、純資産総額等により年率換算で上記の信託報酬率を上回ることがあります。 ※ 上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等 (監査費用、弁護士費用等)、管理報酬、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等
実質的な運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して 概ね2.1692% (税込・年率) 程度となります。 ※ 当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) 1.0692% (税抜0.99%) に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等 (年率1.10%) を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する運用管理費用 (信託報酬) は変動します。	
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率 (年0.00216% (税抜0.0020%)) を乗じた額とし、実際の費用額 (年間27万円 (税抜25万円)) を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用※ 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※ 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ● 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ● 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

● 税金

- ・ 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・ 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金 (解約) 時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○				
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○				※ 3
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○		
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	※ 2 18/06/22
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○	
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○	
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第1号	○				
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○		
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○				
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○				
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○				
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○				
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○				※ 3
西日本シティ証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○				
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○				

<備考欄の表示について>

- ※ 1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※ 2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※ 3 新規のお取扱いを行っていません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号） 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ： http://www.sjnk-am.co.jp/ 電話番号：0120-69-5432 ●クライアントサービス第二部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様には帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ 当資料に記載されているグラフ・数値等は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、作成時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。